

液体ミルクに関する関係者会合 議事要旨

日 時：平成 29 年 2 月 7 日（火）17:00～18:00

場 所：中央合同庁舎 8 号館 8 階特別大会議室

【出席者】

加藤 勝信	女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
小池 百合子	東京都知事
小賀野 敏子	横浜市政策局女性活躍・男女共同参画担当理事
家本 賢太郎	男女共同参画会議議員・男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会会長 (株式会社クラオンライン代表取締役)
川村 和夫	一般社団法人日本乳業協会会長
末永 恵理	一般社団法人乳児用液体ミルク研究会代表
武川 恵子	内閣府男女共同参画局長
川口 康裕	消費者庁次長
北島 智子	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
枝元 真徹	農林水産省生産局長

【議事概要】

1. 開会挨拶

冒頭、加藤大臣から開会挨拶があった。

- ・女性活躍をさらに進めていくということで、現在、政府では、男女共同参画会議において、男性の家事や育児への参画等、男性の暮らし方や意識を変革するための「男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会」を設置し、その具体的な施策について検討いただいているところ。
- ・この専門調査会において、家事・育児等の軽減を図るという観点から、先般、液体ミルクについても、本日お越しの関係者の皆さま方からヒアリングを行い、現状や今後の普及について議論を行ったところ。
- ・現在、我が国において授乳の方法は母乳か粉ミルクということになり、乳児期の栄養源としては母乳が最も優れているということはこのとおりだが、母乳だけで授乳を行えない方もいる。粉ミルク等の人工乳はそういった意味でも非常に重要な製品。
- ・液体ミルクに関しては、災害によってライフラインが断絶した場合でも授乳できるため、被災により多くの不安を抱える乳児の保育者にとっても大きな安心につながることで、夜間や外出時の授乳が容易になることに加え、これまで育児に携わってこなかった男性の育児への参画を促進するという観点においてもその製品化、普及が待ち望まれている。
- ・我が国においては現在のところ、液体ミルクの製品化までには至っていない状況であり、製品化した場合、液体ミルクの存在や便利さ、正しい使用方法等を広く国民の方に知っていただけるのかといった事業を進めていく上での懸念、課題も指摘されているところ。
- ・菅内閣官房長官から、政府一体として検討していきたいという発言もあった。本日は、そうした課題についての認識、各組織における取組について意見交換をさせていただき、官民一体となって取り組んでいくといった流れがこの機会で作られてくることを心から期待している。

2. 議題

（1）液体ミルクの開発・普及に向けた各省庁・団体における取組について

ア 地方公共団体

（ア）東京都（小池知事）

- ・東京都としては、大きなロットで確保して、それを災害時に役立てる、あるいは育児の場で活用する。
- ・液体ミルクを生産するのは企業だが、何も売るあてがないのであれば製造にはつながらない。スケールメリットを確保するために都としてできる限りのことをやっていこうと考えている。
- ・日本のおむつが中国で爆買いされるように、成長戦略として日本で製造することがアジア圏のマーケットを作ることもできる。それくらいの話でないとなかなか取り組めないと思うが、都としてもそういった面でサポートしたい。

(イ) 横浜市（林文子市長の意見書を小賀野理事代読）

- ・授乳において母乳とこれを補完する粉ミルクに加え、液体ミルクが選択肢として加わることは大きな効果やメリットがある。
- ・一方、現時点では価格が欧米の現地価格と比して粉ミルクの 2.4 倍、保存年限は三分の一程度、専有体積は約 10 倍に及ぶ。このため、市の防災拠点における備蓄を粉ミルクから液体ミルクに切り替えると、6 倍程度の費用がかかる。
- ・今後このような課題がクリアされた際には、市での災害備蓄や病院・保育施設等での導入を進めるとともに、市民生活に最も身近な基礎自治体として、液体ミルクの有用性を市民の方々に丁寧に説明し、理解いただけるよう努めていく。

イ 男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会（家本会長）

- ・専門調査会において、男性の家事・育児等への参画等を促進するための施策について調査検討しており、委員からは、「選択肢を増やすことは重要である」、「安心感を持つ方も多いなど、日本製の製品が普及されるとよい」、「災害時にも有用」、「育児の負担軽減につながるなど、メリットは大きい」といった意見が出されている。
- ・育児の面では、男性が参画していくことについては男性自身の気持ちの中でいろんなハードルがある。こうしたハードルを解決する上では、具体的に液体ミルクというところがあると考えている。

ウ 液体ミルクの製造等に係る制度を所管する省庁

(ア) 厚生労働省（北島部長）

- ・現在、乳製品の安全性については、食品衛生法の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令において、粉ミルクは調製粉乳として規格や基準が定められているが、液体ミルクには個別の規格・基準が定められていない現行の省令では乳飲料に分類。また、乳飲料の規格基準を満たせば製造は可能。
- ・平成 21 年に日本乳業協会から乳児用食品の調製粉乳に個別の規格基準があることを踏まえ、液体ミルクについても同様の規格基準の設定について要望書の提出があった。また、平成 21 年 4 月及び 8 月に薬事・食品衛生審議会乳肉水産食品部会で議論し、微生物増殖、保存データの提出をお願いしている状況。
- ・事業者よりデータが提出されれば速やかに必要な手続きを進めたいと考えているが、事業者によるデータ収集を円滑にするため、今年度内に審議会を開催し、現在の開発状況を踏まえた規格基準のイメージ案を提示し議論させていただき、手続きの迅速化を図っていきたいと考えている。

(イ) 消費者庁（川口次長）

- ・液体ミルクについて、粉ミルクと同じように「母乳の代わりに安心してお使いください」

といった表示をするためには、健康増進法の特別用途食品としての許可が必要になる。

- ・東京都等から要望を受けており、乳児用液体ミルクの許可基準の策定に向けて順次作業を進めていきたいと考え、着手したところ。
- ・現時点では粉ミルクの許可基準があるので、液体ミルクと粉ミルクはどう違うのか、必要な課題を整理することが出発点であって、具体的には品質の確保（必要な栄養素が母乳の代替として過不足なく入っている）と安全性の確保（食中毒が発生しない）ということを踏まえ許可基準を策定する。
- ・検討を始めたばかりだが、液体ミルクであれば、時間の経過により粉ミルクよりも品質が早く変化するということが考えられる。こうしたものを確認するためには、データが必要となるので、業界団体からデータの提供を受けて検討を進めていきたい。
- ・また、液体ミルクの場合、量があらかじめ決まっているので、飲みきらず、粉ミルクよりも少し時間をかけて飲むと言うことが考えられるため、保存方法等、摂取の際の注意を表示に盛り込んでいくということになることから、そうしたものをどう考えるかということが課題。
- ・このように、品質と摂取する際の安全性の確保ということについて課題を整理し、業界団体のヒアリング、有識者からの意見聴取を行った上で、関係省庁、主に厚生労働省の検討と歩調を合わせながら、また連携を図りながら検討を進めていきたい。

エ （一社）日本乳業協会（川村会長）

- ・日本乳業協会において、少子化などによる国内の粉ミルク需要の減少を背景に、新しい事業分野として大いに可能性があるのではないかという認識を持ち、消費者の利便性をさらに高めるということも考慮し、平成 21 年に国に規格化を要望してきた経緯がある。
- ・災害備蓄の際の有用性からも早期の製品化が期待されているという現状については、協会、会員各社においてもその必要性、有用性は認識している。
- ・一方、要望から現在までかなりの時間が経過しているという指摘もいただいている。当初から製品開発の検討が進められてきたが、製品の長期保管、微生物汚染の防止に必要な容器の形状、材質等について、なかなか決まった方向性が見えなかったということがある。
- ・また、乳児用食品として高いレベルの安全・安心を確保する必要があるが、製品化に向けて、品質面において、粉ミルクとはできあがりの色調が異なる可能性や微量栄養素が沈殿して的確に乳児が摂取できないという状況が想定される。
- ・加えて、成分含量・風味の変化において原材料の配合、製造方法の選択等、製造に至るまでにはさまざまな課題を解決する必要がある、商品化にはなかなか至らないという状況で、常温での製品保管を前提に賞味期限は 6 か月あるいは 1 年が必要と想定しているが、この期限を担保するためには品質保持の観点や安全率を考慮し、想定年月の 1.5 倍ほどの時間が保存試験のためだけでも必要となる。
- ・今後とも規格化に必要なデータ収集、とりわけ粉ミルクを製造している会員各社に協力いただきながら、引き続き具体的改正事項の協議を厚生労働省の担当課と協議していきたい。
- ・加えて、消費者庁所管の特別用途食品の表示に関して、許可基準の改正にもデータの提出を含めて協力していきたい。
- ・仮に製品化された場合、消費者が使用になる際に必須になるのは、粉ミルクとは違う取扱が必要になってくるということ。普及に対する情報提供や製品の品質保持に対するコミュニケーション、活用事例（の周知）などに関して、行政に支援いただきたい。

オ （一社）乳児用液体ミルク研究会（末永代表）

- ・出産を機に液体ミルクという便利なものが、海外にあるのに日本にないということをイン

ターネットで知り、インターネットで署名を集める活動を始めた。

- ・ 2年あまり続けて、現時点で42,000筆集まっていることから、液体ミルクを欲しい人は非常に多いということを認識してほしい。
- ・ 署名とともにコメントが集まる中で、需要が大きいと感じるのは夜間と外出時の授乳。
- ・ 液体ミルクは日々の育児負担を軽減するという意味で女性の社会進出にも役立ち、男性の育児参加にも役に立つ。長い目で見れば少子化対策にもつながると思う。是非、早期実現のため皆さまの力を合わせていただければと思う。

(2) 意見交換

出席者から次のような意見が述べられた。

(小池都知事)

- ・ 共通の課題が出てきたので、一つ一つクリアしていただきたい。
- ・ データがないと2年間くらいずっと言っているので意志を持って進めていただきたい。
- ・ 育児の負担軽減ということは、鶏と卵で、結局、子ども産む体制にないと皆が感じ取ると次の世代の担い手、タックスペイヤーもいなくなるということなので、大臣のイニシアティブで進めていただいて、業界の皆さまにもよろしくお願いします。
- ・ (都で) 買い上げさせていただく。(現状の災害用備蓄を粉ミルクから液体ミルクに切り替えると費用が) 6倍かかるという話だが、そのときの災害の具合によっても違う。災害対策で東京都が備蓄しているクラッカーも賞味期限が切れる前に配布し食品ロスをなくそうということで取り組んだ。いろいろなやり方があるので是非「赤ちゃんファースト」で進めていただきたい。

(加藤大臣)

- ・ 要望が出されて7,8年ということだが、今、話を聞くと規制官庁側で対応できることは前広にやっていきながら、他方で、乳業協会にデータを収集していただく上であまり手戻りがなくて済むような連携をいただいていると聞いたので、是非それをさらに進めていただきたい。
- ・ 安全・安心の確保が大前提だが、消費者庁と厚生労働省の間に重複している部分もあると思うので、よく調整しながらなるべくデータ収集の負担のないよう進めてもらいたい。
- ・ 規格化が実現した際、自分で手を挙げてやろうとするメーカーがうまく乗らないとまた手戻りとなる。農林水産省とも連携をとっていただきながら進めていただいて、規格ができたけれどもまた実際に作るメーカーがいなくなることになると残念なことになる。
- ・ 今の段階で具体的なスケジュールというのは難しいだろうと思うが、ある程度の目安が見えてくると、例えば備蓄の検討といった、いろいろなことを具体的な取組が進めていけるのではないかと思う。
- ・ PRの面では、製品自体のPRは難しいと思うが、液体ミルクそのものについては、有用性等について展開できると思うので、具体的に動いていくように、ぜひよろしくお願いしたいと思う。

(川村会長)

- ・ 規格化ができればどういう製品イメージになるかがはっきりする。それに伴い必要な技術、製造工程も定まってくる。既に粉ミルクを作っていて、栄養設計技術などを持っている事業者はおり、こうした者は高い関心を持っているので、規格化されたものについて製品化というステージに入っていただけたと思う。ここからは各事業者がビジネスとして魅力を感じるかということなので協会として強制はできないが、これだけ社会的関心が高まっている製品なので、とりわけ今まで粉ミルクに関与してきたメーカーは高い関心を持っている

ると私は理解している。

(枝元生産局長：農林水産省)

- ・乳業を所管する立場として申し上げると、ステージごとに協会としっかりと連携しながら様々なことができると思っているので、よく連携をとりながらやっていきたいと思う。

(家本会長)

- ・日本の男性は、育児のみの時間が週当たりの平均で 39 分、育児家事入れて 67 分という状況。乳児用液体ミルクが育児をする男性を増やすという特効薬ではないと思うが、この時間はどう考えても少なすぎる。調査会でも議論しているが、分かるヒントになってきているのが、独身男性が結婚して子どもが生まれてというタイミングのときの育児スキルをつけるタイミングがいろんなハードルとなっていると感じている。液体ミルクの有用性というものについて認識を共有していく中で、男性の育児参加のハードルを下げる上でも非常に重要。

(末永氏)

- ・素人考えだが、規格基準の検討に当たり、海外で流通している製品をたたき台として、基準の土台をつくれる部分はあるのではないかと考えるが、海外の企業に例えばデータの提供をお願いするような形というのは考えていないのか。

⇒ (北島部長：厚生労働省)

- ・日本の調製粉乳は日本の母親の母乳成分に近づけている。摂食パターンの異なる海外の母親の母乳成分と異なる点がある。それから、食生活に応じて添加物を加えているが、日本では使用できない添加物が海外では使用されているものもある。調製粉乳で既に経験があるので、ミルクにどういう成分を入れるかという点は乳業協会にノウハウがあると考えている。ただ、待っているだけでは時間がかかってしまうので、先ほどの説明のとおり、現在の開発状況を踏まえた規格基準の議論を年度内に始めることで迅速化を図りたい。

⇒ (加藤大臣：関連した質問)

- ・先ほど乳業協会から説明に容器の材質・形状について話があったと思うが、その辺はどうなのか。

⇒ (川村会長：加藤大臣の質問に対する回答)

- ・それぞれの国で食品の安全に対する考え方が異なる。日本で言えば、調製粉乳は缶を中心にした機密性の高い容器を使うということを行ってきている。容器自身が適合するかどうかもデータを取っていくしかないが、粉ミルクとの関係性を考えると、極力粉ミルクと同等の滅菌性、製品としての安全性が担保されることが一つの標準になると思う。安全性に関しては、それぞれの国の考え方を反映する必要があると考えるので、容器も合わせて規格基準として設定されることになると考える。

3. 開会挨拶

加藤大臣から締めくくりの挨拶として、以下の発言があった。

- ・メリットについては改めて申し上げるまでもなく、共有化されていると思う。
- ・課題に関しても、乳業協会等からいろいろな話があった。問題は、その課題をいかに効率的に、スピード感を持ちながら、安全の確保ということはもちろん最大限、重点を置きながら対応していただきたいと思う。
- ・それぞれ厚生労働省、消費者庁、乳業協会とよく連携をとっていただきながら、ある意味では農林水産省にもバックアップいただいて、こうした取組がよりスピード感を持って、待ってられる方に一日も早く届くということで対応していただきたい。
- ・また、できればいつごろには出そうだなというようなところも、皆さんの検討の中でのじみ出

- てくれれば、またそういったことも含めて情報提供を我々にしていただければ、都や市町村等の取組にもつながってくるし、政府も当然対応すべきこともさらに進めていけると思っている。
- ・そういった流れを生み出すきっかけにこの会合はできたと思っているので、具体的な取組をよろしくお願いしたいと思う。